平成２２年（フ）第５５号
千葉県木更津市太田３丁目11番10号
債務者　矢島　みや
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第１６１号
石川県河北郡内灘町字向粟崎５―53、住民票上の住所金沢市八日市１丁目55番地２
債務者　旬彩処一香こと　中田　晃一
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第１７３号
金沢市元菊町10番13号　サントピア元菊215号、従前の住所金沢市諸江町13番12号、従前々の住所奈良県橿原市曽我町42番地の１
債務者　河原　　毅
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第７９号
長野県上田市長瀬2772番地　マルミヤハイツ201号
債務者　平林ひとみ
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第１１７号
長野県木曽郡木曽町福島5745番地１
債務者　西澤　信子
1　決定年月日時　平成22年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第１２号
岐阜市中365番地13
債務者　西芝　智行
1　決定年月日時　平成22年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第２１５号
岐阜県関市桜台２丁目６番８号
債務者　勝又麻里子
1　決定年月日時　平成22年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第２８１号
岐阜市昭和町１丁目16番地５
債務者　加藤　　稔
1　決定年月日時　平成22年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
岐阜地方裁判所

平成２０年（フ）第４４７号
大津市赤尾町８番24号
債務者　河﨑　和子
1　決定年月日時　平成22年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４４１号
大津市竜が丘５番５号
債務者　大和田陽子
1　決定年月日時　平成22年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６９９号
滋賀県草津市西渋川２丁目10番20号　グリーンベル西渋川105号室、前住所滋賀県草津市西渋川２丁目11番56―212号
債務者　寺田　香織
1　決定年月日時　平成22年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１４７号
大津市八屋戸308番地の２、前住所大津市和邇今宿795番地の１
債務者　牧之瀬清治
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１５０号
滋賀県栗東市荒張276番地４
債務者　三浦　拓弥
1　決定年月日時　平成22年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１６２号
大津市際川４丁目12番33号
債務者　杉本工務店こと　杉本　和成
1　決定年月日時　平成22年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１６３号
大津市際川４丁目12番33号
債務者　杉本　幸恵
1　決定年月日時　平成22年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１６９号
大津市美空町１番25―304号、前住所大津市朝日１丁目10番地４
債務者　松井　栄二
1　決定年月日時　平成22年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１８５号
滋賀県守山市播磨田町705番地90
債務者　笹治　貴子
1　決定年月日時　平成22年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
大津地方裁判所民事部